

西東京市高齢者救急代理通報のご案内

(旧事業名：西東京市高齢者緊急通報・火災システム設置サービス)

65歳以上の高齢者のみ世帯で、世帯員全員に身体上慢性疾患があり、主治医から常時注意を要する状態にあると認められている方に対して、「救急代理通報機器」の貸与事業を行っています。

☆利用者負担金額 月額 528円（生活保護世帯等を除く）

設置の機器は、民間方式を採用しています。

- ① 利用者宅に警備会社の救急代理通報機器（ペンダント式ボタン・コントローラー・火災警報器）を貸与・設置します。
- ② 緊急ボタンを押すと警備会社に通報がいき、警備員が合鍵をもって出動します。同時に、電話にて状況を確認し、救急車の手配も行います。
※電話に出られないときは、警備員が出動し、救急車の手配を行います。
- ③ 緊急時の対応用に合鍵を2個作成し警備会社に預けていただきます。
- ④ 利用決定から設置までに2ヶ月程度かかります。ご了承ください。

◎サービスの対象者

- ① 医師から救急代理通報機器の設置の必要性が認められている方
- ② 慢性疾患により緊迫した状況が発生した際に、ボタンを押すしかできないことが想定される方

☆「生命の危険のある慢性疾患があり、病状の不安定な利用者が、常にペンダントを首から掛けて、非常事態が起きたとき、ペンダント式のボタンを押して救急車を呼ぶ。」ような状況を想定しております。

◎以下の人は対象外です。

内科的疾患を想定しており、（整形）外科的疾患は対象になりません。

- ① 生命の危険のある病気でも状態が安定している人
（例：ペースメーカー埋込で状態が安定している人）
- ② 非常事態が起きても、自力で119番通報できる人
- ③ 転倒・骨折の危険のある傷病など、転倒事故を理由としたもの
- ④ 加齢による身体機能の低下（転びやすいなど）
- ⑤ 単に病気に対する不安からや防災上、防犯上及び1人暮らし等の不安など

裏面に続く

◎ 重度身体障害者手帳をお持ちの方の申請について

障害福祉課で、重度身体障害者向けに同様のサービスがあります。

利用対象基準が異なるため、詳細は障害福祉課にご相談ください。

◎ 申請について

申請書と主治医意見書を同時に提出してください。

主治医意見書により、救急代理通報の必要性を確認させていただきます。
なお、意見書は申請書と同時に窓口でお渡しします。

※主治医意見書の取得には費用が発生する場合があります。主治医意見書を提出頂いても対象条件を満たさない場合は不承認になりますのであらかじめご了承ください。

賃貸住宅にお住まいの方は、住宅模様替え届が必要となります。

◎ 利用希望者の同居人について

65 歳以上の高齢者で、身体上慢性疾患があり、主治医から常時注意を要する状態にあることを確認させていただきます。

同居人についても、主治医意見書が必要となります。

次の同居人については、申請時にご相談ください。

- ① 同居人が寝たきり状態で、緊急時に対応（119 番通報）できない方
- ② 同居人が認知症や精神的な障害により、緊急時に対応（119 番通報）できない方
- ③ 同居人が長期入院等で、在宅の復帰見込が事実上ない方

■問合せ

西東京市健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係
電話 代表 042-464-1311 (12331~12334)
直通 042-420-2810